

大樹生命は、Tさんの セクハラ労災の責任を取れ！

1、上司E（既婚者）につきまとわれる

2017年8月、Tさんは大樹生命に入社し営業職員として働き始めました。上司のEは既婚者であるにもかかわらず、Tさんにしつこくつきまとい始めました。必要もないのに顧客先訪問に同行したり（車です）、繰り返しツーショットの写真撮影を求めたりしてきました。飲み会の席で足を触られたこともあります。夕食に誘われることもありましたが、明確に拒絶してきました。

2020年6月、Tさんは営業部長に相談しましたが、Eの態度は変わりません。9月や11月にも相談しましたが、EとTさんを直接話し合わせるなどの不適切な対応でした。その後、Tさんは出社できなくなり、休業を余儀なくされました。12月23日には適応障害と診断されました。

2、ユニオン加入、団交で解決をめざす

2021年1月、Tさんは友人の紹介でユニオンに加入。ユニオンは会社に対して、Eのセクシユアルハラメントについての調査、会社の対応、労災として認めて補償すること、セクハラのない職場環境の実現などを求める団体交渉を要求しました。会社は団体交渉に応じ、文書で回答。Eの不適切な行為を確認したとしながらも、会社がセクシユアルハラメントを把握したのは12月以降のことであり、何ら対応に問題はない、労災認定は労働基準監督署が判断することというものでした。

ユニオンは会社の調査の不十分性を指摘するとともに、まずは会社が雇用主として賠償を行なうよう求めて粘り強く交渉や事務折衝を重ねました。Tさんとしては、一刻も早く職場復帰したいという願いがあったのですが、症状は改善しません。ちなみに生命保険会社の営業職員の賃金は成果がなければ極めて低額です。残念ながら会社とユニオンは合意には至らず、7月に交渉は決裂。ユニオンはTさんと一緒に、Eへの賠償請求も含めて弁護士さんに相談し、労災請求と訴訟を準備することになりました。

一人でも誰でも
入れる労働組合

よこはまシティユニオン

横浜市鶴見区豊岡町 20-9 サンコーポ豊岡 505 号
TEL&FAX 045-575-1948 メール yuniyoko@d2.dion.ne.jp

【2022/6/10】



3、 労災請求と裁判提訴

2021年10月、Tさんは労働基準監督署に労災請求しました。そして同年12月、Eと会社に対する損害賠償裁判を提訴しました。

会社は、団体交渉の際にはEの不適切な行為を確認したとしていたにもかかわらず、事実関係の認識が「大きく異なる」として、「私的な交友関係を背景とするもの」とし、会社は「適切に対応」したと答弁。Eも「事実の多くは存在せず、又は誤り」として、「入社する以前から一定の人的つながりがあった」、「仲のよい同僚という関係であった」などと答弁しています。そもそもTさんが入社したのは、Eの妻の親せきである友人の紹介ですが、EはもとよりEの妻とも全く面識はありません。また、「仲のよい同僚」という一方的な決めつけこそ、まさにストーリーカー的なセクシュアルハラスメントです。

4月28日に開かれた第2回口頭弁論で、Tさんは率直な思いを意見陳述しました。定年まで働き続けようと決心したこと、休職してからもTさんだから契約するのよと言ってくださるお客さんの存在・・・何度も上手く読めるように練習したのに、感極まって泣きだしてしまい、最後の方は、弁護士さんに代読してもらったことになりました。そんなTさんに対して、会社訴訟代理人は「意見陳述は遺憾であり、解決は遠のいた」と言い放ったのです。

4、 団交再開、早期解決を！

2021年12月の提訴後、ただちにユニオンは団体交渉の再開を要求しましたが、会社はなかなか応じようとしませんでした。ユニオンは、賠償支払いのみならず、事実関係の再調査、Eの懲戒解雇、訴訟代理人の解任を求めています。会社との再開団交がようやく6月14日に開催されます。

ユニオンは、会社が責任を認めて、Tさんが元通り健康に働くことができようになるまで、そして女性が働きやすい職場を実現するために、とことん闘います。



あきらめないで！ 職場の問題はユニオンに相談！

一人でも誰でも
入れる労働組合

よこはまシティユニオン

横浜市鶴見区豊岡町 20-9 サンコーポ豊岡 505 号
TEL&FAX 045-575-1948 メール yuniyoko@d2.dion.ne.jp